



午前十時 開会、開議

○議長（石川信義君） ただいまから昭和四十九年才一回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。  
これより日程に入ります。

○議長（石川信義君） 日程才一会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則才百三十二条の規定によ  
り、議長において

五番 川窪清一君

六番 中曽根 実君

七番 宇佐美良時君

以上三名を指名いたします。

○議長（石川信義君） 日程才二会期の決定を議題といたします。  
今次臨時会の会期については議会運営委員会において検討さ

長  
X  
aut

議長。



午前十時開会。開議。お平次君の酒がやゝあつたのであります。  
○義長（マコト）言義書ン  
「こころ」集、アヲ召口四十九年为一司福生市議会臨時  
報告もれ

其日野

議長（石川信義君）この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議事事務局長報告)

一、昭和四十九年才一回福生市議会臨時会の招集に於いて（別添参照）

二、議案の送付について（別添参照）

三、市議會議事説明員の委任についで（別添参照）

四、議案説明員の出席要求について（別添参照）

五、昭和四十八年十一月分例月出納検査実施結果

報告(別添参照)

議長（石川信義君）以上で報告を終わります。

其の一日期に  
 各都道府県十合  
 のうちをもちて  
 毎日の一歩改正の  
 石を行います。  
 条の規定によ  
 りては、  
 第一にこの地盤  
 を開闢する  
 およびその  
 ための必要と  
 します。

にあいて検討さ

れておりますので、副委員長から報告をお願いします。

（議会運営副委員長 田村市郎君登壇）

○議会運営副委員長（田村市郎君） 明けましておめでとうございます。本年も相変わらず議会運営には何とぞご協力のほどをお願いいたします。

議会運営委員会は、去る一月八日の午前十一時より開催し、議長から諮問されました今次臨時会の会期、日程等について協議いたしました。その結果、会期については本日一日限りをお願いいたします。ことに本委員会としては決定いたしました。

その理由といたしましては、提出案件が学校関係の仮称七小防音併行工事の専決処分の承認と学校設置条例の一部改正の二件であり、いずれも新年度開校に關するものでありまして、詳細なる説明を聞くことにより賢明なる議員各位には十分にご理解、ご納得がいただけるものと判断して会期を一日限りとした次第でございます。

日程の順序につきましてはお手元にご配付のとおりでございます。

福生市議会

日程終了後全員協議会の開催も予定しておりますのであらかじめお含みおきを願います。

本日の臨時会は昭和四十九年の新年の初議会でありますので、議員各位のご協力によりめでたく円滑裏に運営がなされますようお願いいたします。報告といたします。

○議長（石川信義君） 以上で副委員長の報告は終了します。

おはかりいたします。

会期につきましては、ただいま副委員長から報告されましたとおり一月十二日の一日間と決定したいと思っておりますがこれに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって会期は一日間と決定いたしました。

○議長（石川信義君） 日程才三報告才一号専決処分の承認を求めることについて（仮称福生市立福生才七小学校防音併行工事契約）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 報告第一号専決処分承認を求めるところについて提案理由の説明を申しあげます。

本件につきましては、去る昭和四十八年十二月二十八日に仮称福生市立福生第七小学校防音併行工事契約について議会を招集するいとまがないと認め、地方自治法第七十九条の規定によりまして専決処分をいたしましたので議会の承認を求めようとするものでございます。

内容でございますが、仮称福生市立福生第七小学校防音併行工事につきましては、防衛施設庁の補助金により工事を施行するものでございまして、工事の性格上本体工事を実施してあります田村建設工業と随意契約をもって契約を締結したものでございまして、規模構造といたしましては防音二重窓構造及び換気設備、床面積二千八百三十九・三五一平方メートル、契約金額といたしましては四千四百八十六万七千円でございます。な

福生市議会

お工期につきましては昨年十二月二十九日から本年三月三十一日までとなっております。工期がせまっておりますので、この工事につきましては鋭意努力をいたしまして工期内に完了を期する予定でございます。

なお、同じく実施されるべき仮称福生市立福生第三中学校の防音併行工事につきましては、防衛施設庁の補助金の確定がまだ出ておりませんので契約ができておりませんが、これにつきましても工期内に完成できるよう努力しております点をあ含みおきをいただきたいと思います。

簡単でございますが提案理由の説明といたします。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。ただいま議題となっております報告第一号専決処分の承認を求めるところについては原案とあり承認するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって報告第一号は原案とあり承認することに決定いたしました。

○議長(石川信義君) 日程第四議案第一号福生市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(教育長町田倍二君登壇)

○教育長(町田倍二君) ご指名をいただきましたので議案第一号福生市立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申しあげます。

本条例の一部改正案でございますが、すでにご案内のとおり現在下河原地区内に仮称福生市立福生才七小学校と同才三中学校がそれぞれ建設中でございますが、ご承知のとおり石油危機問題から端を発しましての建設資材の値上がり、あるいは

福生市議会

は資材の不足等最悪の条件下にもかかわらず契約業者に対しましては工期内に完成するよう一生懸命努力をしていただいております。そして両校とも本年四月一日から母体校でございます福生才三小学校及び福生才一中学校からそれぞれ分離いたしまして、新しく福生才七小学校、福生才三中学校として開校いたしたいとして本条例の一部改正をいたそうとするものでございます。

次に条例内容につきまして説明いたします。

現行の学校設置条例は二カ条のみの条例でございます。第一号は小学校の名称と位置が規定されております。第二号は中学校の名称と位置が規定されております。

今回は第一号第一号中福生才六小学校の項を本案に記載のよう

に改めようとするものでございます。

なお福生才七小学校の位置は

福生市大字福生三〇四八番地でございます。

次に同条第二号中にお

きましては、福生才二中学校の項を第一号と同様に本案に記載の

ように改めようとするものでございます。

なお福生才三中学校の位

置は福生市大字熊川二四六〇番地でございます。

附則といたしま

して、この条例は本年四月一日から施行したいと考えてあります。

以上簡単な説明でございますが、よろしくご審議をいただきますし  
て原案とありご決定くださるようお願いいたします。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終わります。

○十四番（小林暢吉君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第一号については、委員会付  
託及び討論を省略し原案とあり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりいたします。 ただいま小林暢吉君より

所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し  
原案とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議  
のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

福 生 市 議 会

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。 よそ議案第一号は原案  
とあり可決いたしました。

○議長（石川信義君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和四十九年才一回福生市議会臨時会を閉会いたしま  
す。

午前十時十六分 閉議 閉会

署名議員

福生市議会議長 石川信義

議員 川口清一

議員 中野良

議員 宇佐美良野



福生市議会

福庶発第三千四十七号

昭和四十九年一月五日

福生市議会議長

石川信義殿

福生市長 石川常太郎 印

昭和四十九年第一回福生市議会臨時会の招集通知について  
昭和四十九年一月五日付福生市告示第一号（別紙参照）をもつて、昭和四十九年第一回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

写

福生市告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十九年第一回福生市議会臨時会をつぎのとおり招集する。

昭和四十九年一月五日

福生市長 石 川 常太郎 印

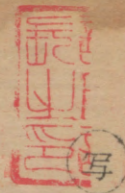
一期 日 昭和四十九年一月十二日

二場 所 福生市議会議場

三 付議事件

(1) 専決処分の承認を求めることについて（仮称福生市立福生第七小学校防音併行工事契約）

(2) 福生市立学校設置条例の一部を改正する条例



福庶発第三千六十七号

昭和四十九年一月八日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

議案の送付について

昭和四十九年第一回福生市議会臨時会に提案するため、つぎの議案を送付します。

- 一 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて（仮称福生市立福生第七小学校  
防音併行工事契約）

- 二 議案第一号 福生市立学校設置条例の一部を改正する条例

写

福庶発第三千四十五号

昭和四十九年一月十日

福生市議会議長

石川信義殿

福生市長 石川 常太郎 印

市議会議事説明員の委任について

地方自治法第二百一条の規定により、つぎの者を昭和四十九年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職名氏名

助役 篠崎俊夫

収入役 橋本孝蔵

企画財政課長 上野重勝

秘書職員課長 高水求

庶務課長 生子国利